令和6年

### 第 1 回 定 例 県 議 会 議 案

(附 予 算 説 明 書)

病院局関係

群馬県

### 令和6年第1回定例県議会議案目次

第 7	1	号議案	令和 6 年度群馬県病院事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 頁
第 7	2	号議案	群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・	9
第 7	3	号議案	群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一	
			部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第 7	4	号議案	群馬県県立病院経営強化プラン(中期経営計画)の策定につ	
			<i>いて</i> ······	11
			予 算 説 明 書 目 次	
令和	16	年度群馬	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17頁
			予 算 附 属 説 明 書 目 次	
			4 N 114 W4 196 74 H H 24	
令和	16	年度群馬	5県病院局予算総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57頁
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			年度末における現在高並びに令和5年度末及び令和6年度末	
			の見込みに関する調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
			= 要	

### 第71号議案

### 令和6年度群馬県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度群馬県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	区			分		心臓血管センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経 戦略課	計
						床	床	床	床		床
1	病		床		数	195	314	265	150		924
2	年	間	患	者	数	人	人	人	人		人
(1	)入				院	47, 487	80, 300	55, 480	41, 975		225, 242
(2	)外				来	65, 926	100, 359	25, 743	46, 170		238, 198
3	1	日平	均	患 者	数	人	人	人	人		人
(1	)入				院	130	220	152	115		617
(2	)外				来	271	413	106	190		980
4	主	要な類	建設。	<b>攻良</b> 雪	事業	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(1	)病	棟等	増改	(築事	業	82, 456	10, 160	40, 150	279, 310		412, 076
(2	)医病	<b>寮器械</b>	及び	備品具	購入	1, 246, 351	356, 207	37, 239	184, 428	207, 618	2, 031, 843

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 病院事業収益	33,951,169千円
第1項 医 業 収 益	28, 407, 765千円
第2項 医業外収益	5,543,396千円
第3項 特 別 利 益	8千円
支	出
支 第1款 病院事業費用	出 35, 309, 508千円
, ,	, ,
第1款 病院事業費用	35, 309, 508千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額946,518千円は、 過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)。

入 収 第1款 資本的収入 3,339,521千円 第1項 企 業 債 2,407,000千円 第2項 負 担 金 932,517千円 第3項 固定資産売却代金 4千円 支 出 第1款 資本的支出 4,286,039千円 2,443,919千円 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金 1,842,120千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額(千円)
医療器械保守点検業務委託契約一式	令和7年度から 令和13年度まで	735, 649
心臓血管センター 中央監視室等管理業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	48, 936
がんセンター 総合医療情報システム購入契約	令和7年度	1, 550, 000
がんセンター 建物清掃及びごみ収集業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	255, 750
がんセンター 臨 床 検 査 機 器 賃 貸 借 契 約	令和7年度から 令和11年度まで	112, 609
感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約	令和7年度	52, 166
洋 書 購 読 契 約	令和7年度	30, 544

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
心臓血管センター 直流電源装置 更新工事	80,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発 行価格が額面金額を下回る ときは、それぞれの発行価 格差減額を埋めるために必 要な金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9.0% 以 内	公的資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には、そ の債権者と協定す るものとする。
<ul><li>心臓血管センターA 重 油 配 管</li><li>改 修 エ 事</li></ul>	1,000	印	同	印
が ん セ ン タ ー 監 視 カ メ ラ 更 新 エ 事	5, 000	同	同	冏
が ん セ ン タ ー 職員宿舎外壁・屋上 防 水 改 修 工 事	3,000	回	同	匝
精神医療センター 電 気 設 備 改 修 エ 事	29, 000	冏	同	冏
精神医療センター 中 央 監 視 改 修 エ 事	10, 000	冏	同	冏
<ul><li>小児医療センター</li><li>吸収式温水発生器</li><li>更新工事</li></ul>	153, 000	<u>卫</u> ]	同	⊡
小児医療センター分電盤更新工事	46, 000	印	同	冏
<ul><li>小児医療センター</li><li>無停電電源装置</li><li>更新工事</li></ul>	45, 000	<u>卫</u> ]	同	⊡
小児医療センター 非常用発電装置 点検整備工事	34, 000	同	同	同

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械等購入	2,001,000	同	同	同
計	2, 407, 000			

### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 医業費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,679,277千円

(2) 交 際 費

1,550千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,359,421千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種類 名 称 数量 1 取得する資産 医療器械 総合医療情報システム 一式 汎用超音波診断装置 一式 内視鏡手術用支援機器 一式

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

### 第七十二号議案

## 群馬県病院事業の設置等に関する条例 の 一部を改正する条例

部を次のように改正する。 群馬県病院事業の設置等に関する条例 (昭和四十一年群馬県条例第六十一号)の一

える。 第三条第二項の表県立がんセンターの項中 「整形外科」 の 下 に 腫瘍内科」を加

項」に改める。 第十三条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八

料の項中「二、 000円」に、 三芸 別表第一分べん介助料の項中「一八八、五〇〇円」を「二二四、 六〇〇円」を 七一〇円」 一四四、 一三九、 を 五、 五〇〇円」を「一六四、〇〇〇円」 ○○○円」に改める。 000円」に、「二二0、 に改め、 〇〇〇円」を「二六六、 〇〇〇円」に、 同表産後健診

附則

(施行期日)

は、 この条例は、 公布の日から施行する。 令和六年四月一日から施行する。 ただし、 第三条第二項の改正規定

(経過措置)

2 日 この条例による改正後の別表第一 以後の出産につい て適用し、 同日 分べ 前の 出産につい ん介助料の項の規定は、 ては、 なお従前の例による。 この条例の施行の

## **令和六年二月十五日提出**

# 群馬県知事 山 本 一 太

注 病院の診療科目の 追加、 分べ ん介助料の改定等を行おうとするものである。

### 第七十三号議案

# を改正する条例 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第

六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

## **令和六年二月十五日提出**

# 群馬県知事 山 本 一 太

注 ようとするものである。 地方自治法の改正に伴い、 会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加え

### 第74号議案

### 群馬県県立病院経営強化プラン(中期経営計画)の策定について

別記のとおり群馬県県立病院経営強化プラン(中期経営計画)を策定したいので、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例(平成20年群馬県条例第21号)第3条第1項の規定により議決を求める。

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県県立病院経営強化プラン(中期経営計画)

### 1 基本構想

### (1) 計画策定の趣旨

県民の健康と未来を守るために、安全で安心な高度専門医療を継続して提供するという運営理念のもと、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくため、 群馬県県立病院経営強化プラン(中期経営計画)を策定する。

### (2) 計画の位置付け

群馬県の新・総合計画ビジョン『群馬から世界に発信する「ニューノーマル」』を実現するための個別計画であり、群馬県行政に係る計画のうち、病院局における最上位計画である。

また、本計画は、総務省の『持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院 経営強化ガイドライン』に基づき策定を求められている「経営強化プラン」としても位 置付け、県立病院の中期的な経営の方向性を示すものである。

### (3) 計画の構成

- ア 群馬県県立病院経営強化プランの策定
- イ 現状の把握・分析
- ウ 基本方針及び事業収支計画
- エ 県立病院としての取組

### (4) 計画の管理

外部有識者を中心とする県立病院経営評価委員会において実施状況を毎年度評価し、公表する。

### (5) 計画の基本的な考え方

### ア 基本方針

民間医療機関による提供が困難な高度専門医療や不採算医療を継続して提供すると 共に、医療の質の向上や効率化のため、デジタルトランスフォーメーションを推進す る。

### イ 事業収支計画

本計画期間内において経常収支を黒字化させることを目標とし、病院ごとに収支計画を作成する。

### 2 実施期間

令和6年度から令和9年度までの4年間とする。

### 3 主要な目標

県立病院の理念や、県立病院を取り巻く環境、第五次群馬県県立病院改革プランの実施状況等を踏まえ、「県立病院としての機能強化」、「群馬の医療を担う人材の確保と育成」、「健全な経営」を3本柱として経営強化の取組を推進する。

### (1) 県立病院としての機能強化

不採算、特殊部門に関わる医療及び高度専門医療に取り組み、計画的な医療機器の更新や、更なる医療技術の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

新型コロナウイルス感染症対応の経験などを踏まえて、地域において果たすべき役割を見直し、患者サービスの向上や医療安全の徹底等を通じ、安心で信頼される病院づくりを目指す。

### (2) 群馬の医療を担う人材の確保と育成

高度専門医療を維持、向上させるため、医師、看護職員等の専門職種の確保、定着に取り組むとともに、職員の資質を向上するための取組を推進し、県立病院の魅力を高める。

医師や看護師等の働き方改革への対応を念頭に適切な労務管理やタスクシフト/シェアの推進等に取り組む。

### (3) 健全な経営

高度専門医療を継続的に提供するための基盤となる、財務体質を強化するため、地域 医療機関との連携による患者数の増加や新たな加算の算定等による収益の向上、医薬品 費・診療材料費・経費等の費用の削減に積極的に取り組む。

中長期的な患者動向等を踏まえ、病床の機能や規模、診療科等の見直しを進める。